

曾野和明著

『多国籍企業問題入門——既成
社会科学秩序への挑戦——』

(法学入門講座) 青林書院新社 1978年 180ページ

I

多国籍企業に関する研究入門書は数多くあるが、その法的側面を中心にしたものは数少ない。多国籍企業に関わる法律問題は、受入国の国内法だけでなく、投資母国の国内法、国際公法、私法と広範囲にわたっており、しかも関係する法律の種類もさまざまである。税法、工業所有権法等の各々の法律の専門分野での多国籍企業問題の研究結果が発表されているが、それは多国籍企業の問題の一部でしかない。本書は複雑多岐にわたる多国籍企業の法律問題を総合的に扱った力作である。しかし、本書は、単に多国籍企業の法律問題の解説のみを意図するものではなく、多国籍企業が提起し、新国際経済秩序に示されるような急速な国際社会の変化に伴う諸問題に十分対応できる新たな学問の構築の必要性を提言するところにもうひとつの重要な意図をもった書でもある。

本書を支えるのは、著者の長年の研究成果に加えて国連、UNCTAD等の国連機関でつちかわれた豊富な国際経験、それに人類全体、地球全体の将来を憂慮する真情である。この最後の点は著者の学問の根底にある人道主義に由来するもので、本書に独特のニュアンスを与えている。

本書の特徴の一つに、多国籍企業の定義をあえて与えていないことがあげられる。多国籍企業とは何か、あるいは「多国籍企業」という用語それ自体について、さまざまな議論があるが、この点について著者は次のように述べている。「世界的規模で国境を越えて活動する大企業がいかなる問題を国際社会に生じさせているのかという問題点の発見こそ重要であり、社会学における既存の概念を利用して定義を与えてそこから出発することは、硬直的なドグマの設定と分析対象の非合理的な限定にすぎず本末顛倒と考えたからである」(166ページ)

本書の中心は、多国籍企業が国際社会にもたらす問題の発見にある。これには、法律上の問題ばかりでなく、

現在の社会科学のあり方という側面も含まれている。著者はさまざまに専門化、分化した今日の社会科学が、多国籍企業活動が提起する問題に有効に対処しうるか否かを問いかけている。本書は主権国家中心の国際体制への批判と、専門分化して社会科学としての総合性を失っている学問のあり方への批判という二つの批判的視点で貫かれている。

II

本書の構成は以下のとおりである。

第I部 概 説

- I 序章：多国籍企業「問題」とは
- II 多国籍企業発生史的背景
- III 多国籍企業の規模、投資の態様、影響力の巨大性
- IV 国際社会における対応策模索の現状

第II部 各 論

- V 株式会社制度
- VI 国際的統一会計原則の不在と税制度
- VII 自国中心の経済法秩序と特許制度の功罪
- VIII 先進国主導型のG A T T体制
- IX 国有化問題と主権概念の弊害
- X 労働問題の国際化
- XI 有効な国際金融制度の不在

付 論

- XII 社会科学における分業から総合へ

内容について簡単に紹介すると、第I部は、多国籍企業の活動が提起している問題とは何なのか、また多国籍企業発生史的背景、企業規模などについて概説している。著者は、多国籍企業問題には三つの側面があると述べている。

第1は、「主権国家」の存在と多国籍企業の活動という側面である。現在の国際社会は、「主権国家」を中心としており、多国籍企業の存在は主権国家各国がそれぞれ異なる政策をとることによって可能となっている。中央集権システムによって運営されている多国籍企業の活動は、各主権国家の経済・社会政策に多大の影響を与え、一方国際社会においても貿易、金融等の面で混乱を惹き起こす可能性が認められる。主権国家とそれを基礎にした国際社会の秩序をいかにして維持するか、これが第1の側面である。

第2は、発展途上国の開発に及ぼす多国籍企業の影響の問題である。1960年代には発展途上国向け民間投資が、発展途上国の工業化、開発に貢献できるとする考え

方が一般的であった。しかし民間投資の目的が窮極的には利潤追求にあり、受入国政府の開発計画に協力することを第1目的とするものでない以上、両者の間に摩擦が生じるのは必然である。1970年代に入って、多国籍企業の投資活動が発展途上国の開発に果たす役割についての再検討が国連を中心に行なわれることになった。

第3は、「人類の求める価値のあり方」という側面である。現国際秩序の下では経済発展は不可欠であり、経済発展はその性質上、物質的価値追求の達成度が重要な判断基準である。西欧の経済発展または日本の経済発展においては、企業は経済発展のための尖兵の役割を果たしてきた、しかし、その結果発生した国際的な資源濫費、環境汚染等々の問題を考えると、物質文明を基礎とする経済発展が人類の将来にとって、依然として第一義的目的とされるかどうかという問題である。

第II部は各論として、七つの法的側面がとりあげられている。Vでは株式会社制度について検討している。法律学的には、株式会社は独立した企業活動を社会において遂行する主体として把握されているが、これは投資が一国内で行なわれていた時代に形成された概念であって、今日のように海外投資が、国際経済・国内経済に重要な位置をしめている状況では、一国内の株式会社が経済的・社会的に独立した企業として存在し活動しているとは言い難い。この点で法律学上の企業概念と経済学的・社会学的な意味での企業概念は大きな隔りがあるとしている。そして企業経営が国際的規模で行なわれている現実に見合った法主体を国際的次元で設定するモデルとして、EC会社法を紹介している。

VIでは、会計原則と税制に関する多国籍企業問題、すなわち価格操作とタックス・ヘイヴンの問題がとり上げられている。統一的会計原則の不在と自国の主権の範囲内でしか行動し得ない各国の税政策がここでも原因となっている。

VIIでは、現在の特許制度の問題点として高度の技術が多国籍企業に集中し、特許制度に守られて世界市場の寡占化へと進んでいる現実が、新技術の特許制度の下で保護し、多国籍企業による新技術の独占を可能としていることをあげている。このような現行の特許制度自体の妥当性が問題とされている。

VIIIでは、GATTをとりあげている。GATTは、その成立時には、先進国主導体制の下で先進国の経済秩序の維持、発展を目的として設立された機構であったが、その後発展途上国の登場により南北問題解決の機能が付

与された。しかし、現在までのところ、GATTにおける先進国主導体制は依然として健在であり、先進国、開発途上国を含む国際社会における「富の公平な配分」は第一義的な目標とされなかったことが指摘されている。

IXでは、国有化問題と主権概念の問題点をあげている。第1には、「諸国家の経済権利義務憲章」の国有化の権利に関する部分で、国有化に際しての「適切な補償」(appropriate compensation の訳。外務省では「妥当な補償」という訳語を使用している。日本の学界では「適切な補償」とすることが多い)問題についてきわめて有利な素地が作られたこと、第2には、国有化によらない外国企業への経済的規制の可能性について、第3には、新国際経済秩序に象徴されるような国際環境の変化が従来認められてきた外交保護権行使を抑制する方向に働く可能性があることを述べ、このような国際環境の変化が発展途上国にとって本当に有利に働くかどうかは疑問であるとしている。

Xでは、多国籍企業が各国に生産拠点をもつことによって、一国での労働条件改善のための労働者側の交渉力が低下させられている事態を中心に労働面における問題をとり上げている。労働問題への多国籍企業の影響に対し、ILOならびに国際的労働者組織がその対応策を提案しているが、国際的労働者組織については、各国労働者間に意見の一致があるとしても、きわめて同床異夢の傾向があるとしている。

XIでは、1970年代に入ってからIMF体制による国際金融制度の機能低下と多国籍企業による影響がとり上げられている。ここでは、IMF体制の動揺、国際的為替レートの変動に多国籍企業が大きな影響力を有していること、その一方で多国籍企業が為替レートの変動と無関係につねに利益安定を維持できるという点を明らかにし、その原因をひとしく、国際社会が主権国家に分断され有効な国際規制が不在であるということに求めている。

III

最後に評者の要望を述べておきたい。著者は、国連を中心に行なわれている多国籍企業問題を解決するための試みについて、「これらのアプローチは、既存国際社会秩序に対する修繕ではあっても、その根本的変革を指向するものではない」(45ページ)としている。現在国連では多国籍企業委員会を中心に、コード・オブ・コンダクト、国際会計基準の作成、さらにUNCTADでは技術移

転についてのコード・オブ・コンダクトの作成が進められている。これらの動きにみられる最近の重大な変化は、70年初期にはいかに多国籍企業を規制し、抑えつけるかということに目的があったのにくらべ、最近では新国際経済秩序形成という目標を達成するために多国籍企業の力をどのように利用するかということに重点が移動していることである。これは、新国際経済秩序がめざす、少なくとも現状よりは地球規模的平等に接近しようとする試みの一つである。しかし、著者の視点からすれば、これも「既存国際社会秩序の修繕」でしかないであ

ろう。それでは著者が「根本的変革」と考えるものは何なのか。「世界連邦のユートピア」でもなく、いわんや主権国家中心の現国際秩序でもない「根本的変革」を達成するために何が要求されているのか。これについて明快な答えを期待するのは無理であろうが、国際社会全体の共通利益実現をめざす「世界主義」確立への足がかりを提示することによって、本書はさらに意義あるものとなったであろう。

(アジア経済研究所経済協力調査室主任 石田暁恵)